

政治倫理審査会記録

令和3年8月2日

【開催日】 令和3年8月2日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時40分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 議長あいさつ
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

午前10時 開会

島津事務局次長 皆さん、おはようございます。担当書記の島津です。よろしくお願ひします。それではお手元に配布しております次第に基づき進行させていただきます。まず1番の議長の挨拶をお願いします。

小野泰議長 おはようございます。7月21日に新有帆町の杉山晶等氏から山

陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、山田伸幸議員を対象とした調査請求書が提出されました。要件がそろっていると認めましたので、政治倫理審査会を設置することになりました。審査会の委員は各会派から1名の計4名、無会派から計4名で合計8名を任命させていただきました。資料はここに配布してあるとおりでありますので、これから十分に慎重審査をしていただきまして、最後に審査結果を報告していただきますようお願いいたします。本日はよろしく申し上げます。

島津事務局次長 それでは、次第2の正副会長の選出です。ただいまから会長の互選を行っていただくわけですが、会長がまだ決まっておられませんので、慣例により年長の委員に臨時会長になっていただくことになっております。そこで杉本委員をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

杉本保喜臨時会長 年長委員が臨時の会長ということですので、私のほうで進めさせていただきます。ただいまから、政治倫理審査会を開会します。慣例により年長の私が、会長が互選されるまで、会長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。それでは、これより会長の互選を行います。会長の互選は指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか、お諮りします。

伊場勇委員 指名推選を提案します。

杉本保喜臨時会長 ただいま伊場議員から指名推選がよいという御意見がありました。御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは指名推選の方法に決定しましたので、推薦を受けたいと思っております。どなたか推薦はありませんか。

伊場勇委員 会長に矢田松夫委員を推薦します。

杉本保喜臨時会長　ただいま伊場委員から、矢田委員を会長に推薦することの発言がありました。ほかに推薦される方はおられますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、矢田委員を会長に指名します。御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、矢田委員が会長に当選されました。ただいま会長に当選されました。矢田委員より就任の挨拶をお願いします。

矢田松夫委員　図らずもといいましょうか、喜んで会長を引き受けることになりました矢田松夫です。迅速、正確、丁寧にご皆さん方の意見を聞き、議論をしながら、所期の目的を達成するように頑張っていく所存でありますので、何とぞ御協力のほどをお願いします。

杉本保喜臨時会長　会長と交代します。

矢田松夫会長　それでは、これより副会長の互選を行います。副会長の互選については、指名推選の方法によるのか、あるいは投票により行うのか、お諮りしたいと思います。

中岡英二委員　指名推選をお願いします。

矢田松夫会長　ただいま中岡委員から、指名推選がよいとの発言がありました。が、御異議ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということですので、どなたか推薦がありますか。

中岡英二委員　岡山委員を副会長に推薦します。

矢田松夫会長　ただいま岡山委員を副委員長に指名するという中岡委員からの発言がありましたが、ほかに推薦される方はおられませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、岡山委員を副会長に指名したいと思います。が、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは異議なしと認め

ます。よって、岡山委員が副会長に当選されましたので、ただいま副会長に当選されました岡山委員から就任の挨拶をお願いします。

岡山明副会長 おはようございます。ただいま副会長として推薦いただきました岡山明です。政治倫理条例に基づき、しっかりと会長を支える所存です。皆様方の御協力をよろしくをお願いします。

矢田松夫会長 それでは、正副会長が決まりましたので、本日の政治倫理審査会の次第に基づいて、これより進めさせていただきます。3の審査請求書についてということですので、これについては事務局のほうで説明をお願いします。

島津事務局次長 それでは、今日お配りしております資料に基づき、今までの流れと今回の調査請求書について御説明させていただきます。まず、審査請求書が提出されたのが7月21日です。請求代表者は杉山晶等さんで、調査請求書は請求代表者も含めまして236名の連署で提出されております。先日、選挙管理委員会に署名人が選挙人名簿登録者であることの確認を依頼しました。資料の最後に付けておりますが、その結果、請求代表者も含めて220人が有効であるとの報告を受けております。したがって、条例による基準では100人以上となっておりますので、請求者としては適当であると認められました。それから、調査対象議員は山田伸幸議員。そして対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第3条第1号及び第5号ということです。この条例も資料として付けておりますので、御覧いただきたいのですが、第3条、政治倫理基準を定めたもので、「議員は、公職にあるものに対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」ということで、6号までの六つの遵守すべき基準を定めています。そのうちの第1号「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」。第5号「市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他

の契約に関し、正当な理由なく特定のものに対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。」に違反しているということで、調査請求書が出されたものです。その事由の内容としましては、調査請求書を開いていただいて、2ページの上段の本会議における山田議員の発言及び2ページ中段以降にあります、その後の対応状況です。それから、事由を証する資料を付ける必要があるわけですが、この資料として、5ページ以降に、請求代表者等の山田議員に対する抗議文や意見広告等、それから山田議員が発行する「明るいまち」が添付されております。2ページ上段にあります平成30年9月28日の山田議員の本会議での発言については、本市の本会議の会議録にも掲載されておりますので、資料として添付しております。確認いただければと思います。以上によりまして、当該請求書は形式的には要件を満たしているとの確認ができましたので、これを受理し、条例に基づき、この政治倫理審査会を設置することにしたというのが経緯です。これに基づき審査会では、条例の第7条に、「審査会は、次に掲げる事項について審査する。」ということで、三つ挙げております。一つは、「調査請求の適否」。二つ目として、「政治倫理基準に違反する行為の存否」。三つ目として、「政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員に対する措置」です。その措置の内容としましては、第5項に、「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」が定められております。形式的には、この請求書は適当である、要件はそろっていると認めたわけですが、事務局は内容についての審査はしておりませんので、内容についての審査はこの審査会で行っていただくということになります。そして、審査終了後には、審査結果報告書を議長に提出いただくこととなります。議長に報告書を提出することで、審査会の任務が終了することになりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

矢田松夫会長 今、島津次長から審査内容、調査請求書の内容について説明がありました。まとめてみますと、要件は整っているという説明がありま

したが、今の説明の中で、まず皆さん、理解がちょっとできなかつたところがありましたら、御意見をお願いします。今の説明で事足りるということであれば、次に進めていきたいんですが、いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは政治倫理条例に基づいて、これから皆さん方の御意見を頂くわけですが、次に、第7条に書いてありますように、調査請求の適否ということについて、これだけの資料だけでは全てが網羅されたというふうには思っておりませんが、これについて、今日の資料に基づいて、皆さん方の御意見がありましたら、最初に意見を聞きたいと思います。この内容が請求書として適当かどうか、審査会で審査をしていくわけでありまして、いかがでしょうか。この資料の中で十分いいんだということでありましたら、進めていきたいと思うんですが、どうですか。事前にメールで委員には送っておりますけれど、今日頂いた資料にもう少し目を通すということであれば、若干休憩をして、次に再開したときに、御意見を頂きたいと思うんですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）30分まで休憩します。その間に資料を見てください。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

矢田松夫会長 それでは休憩を解き、審査会を再開します。この請求書について、要件は整っています。二つ目は、皆さん方に本日配布しました添付資料に基づいて、第7条の調査請求の適否について、今の添付資料を含めて皆さん方の御意見を頂きます。

水津治委員 適否についてということではありますが、4ページの添付資料というのがあります。そのページの第3の終わりの上の下から3行目の辺りから、さらにはから始まっている行がありますが、その下の批判的に攻撃を繰り返してきたのであるということについて、17ページに添付資

料が付いております。エスカレートする弱い者いじめ、この内容は、添付資料としては内容がよく分からないという思いをしております。この文面だけでは攻撃をしているという、名前を出しているというだけであって、内容がないので、これが添付資料として、継続的な攻撃となっているという、ちょっと私は個人的には疑問を最初に持ちました。これが適否に該当するかどうか自信がないんですが、資料としてはどうかなという思いがしております。

矢田松夫会長 水津委員からいうと、内容に具体性がないから、議員としての品位に欠けるかどうかの判断はできないということではないですか。

水津治委員 この場面だけを見るとですね。

伊場勇委員 この添付資料等を見させていただいて、調査に適しているかどうかというところなんです、調査するに適しているというふうに思います。議事録等がしっかり残っている。これは事実のことについて、この請求者の方は、資料を付けて出されたことだと思いますし、これについては、参考人等として請求された方の意見も必要かと思いますが、この事実に基づいて、しっかり調査すべき事項であるというふうに思います。

恒松恵子委員 調査請求に対して、資料の要件が全てかなったものであること。また、調査請求者だけでなく、市民の調査請求の人数もかなりいます。また、議会全体、私たち議員の政治倫理条例基準に対する問題と捉えて調査請求に応えたいと思い、賛成します。

中岡英二委員 資料を拝見して、会議録等もありますし、審査請求に値するのではないかと思います。ただ、後日ですが、請求を出された方に対して直接お話を聞いてみたいなという考えがあります。

矢田松夫会長 大方の委員がそういう意見でありますので、第7条、今後、こ

の1、2については審査をしていくということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということにします。それでは、今後の審査の方法についてお諮りします。私が最初に言いましたように、期間が限られているという諸般の事情があります。それから緊急を要する内容のこともあります。そういうことを鑑みて、請求者と対象となる議員を別々に同じ日にお呼びしたらどうなのかということをご提案したいんですが、いかがでしょうか。ダブルヘッダーですね。（「賛成」と呼ぶ者あり）いいですか。そういうことで審査会をしていきたいと思っております。それではもう1回、皆さん方に御提案を申し上げますが、最初に請求代表者への聴取を来週の月曜日、相手があることですが、（「休み」と呼ぶ者あり）分かりました。ダブルヘッダー方式で、8月10日午前9時から10時半まで請求代表者への聴取、それから対象議員への聴取は10時半から12時をご提案したいと思うんですがいかがでしょうか。これは相手があることですが、この日にちでまだ時間が足りない場合は、また次に行きますが、まず第1回目はこのように聴取をしていきたいと思っております。（「予備日は」と呼ぶ者あり）11日も同じような時間帯でお諮りしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは日程については、後日、対象者と調整をして、皆さん方にお知らせしたいということにしたいと思っておりますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）取りあえず今日の第1回目は、ここまでで審査を終えたいと思っておりますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第1回の山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を閉じさせていただきます。

午前10時40分 散会

令和3年（2021年）8月2日

政治倫理審査会臨時会長 杉本保喜

政治倫理審査会長 矢田松夫